

		需用費（医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料） 委託料（診療のための検査委託料） 備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）
伝送装置 経費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 36,250円×稼動月数 ただし、導入初年度にあつては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置 289,170円×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費（消耗品費、修繕料等） 役員費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。）

④ へき地診療所等医師支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金そ

の他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
医師1人当たり 1,313,000円	へき地診療所等医師支援事業に必要な次に掲げる経費 職員手当等（へき地診療所運営事業に計上したものを除く） 旅費（へき地診療所運営事業に計上したものを除く） 使用料、賃借料及び役務費（へき地診療所運営事業に計上したものを除く）

⑤ へき地巡回診療車（船）運営事業

ア. 都道府県が行う事業及び社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業については、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

（ア） 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ） （ア）により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、アに掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

（ア） 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ） （ア）により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

（ア） 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額		2. 対 象 経 費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) 役務費 委託料
区 分	単 価 (円)	
巡 回 診 療 車	57,000	
歯科巡回診療車	62,000	
巡 回 診 療 船	厚生労働大臣に協議して定めた額	

⑥ 離島巡回診療へり運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額

を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1 事業あたり次により算出された額 巡回診療実施日数×1,202,000円	離島巡回診療への運営に必要な次に掲げる経費 報 酬 給 料 職員手当等 共 済 費 賃 金 旅 費 報 償 費 賃 借 料 需 用 費 (消耗品費、医薬材 料費、燃料費、修繕料) 役 務 費 委 託 料

⑦ 沖縄へき地歯科診療班運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
事務費	年 額	へき地歯科診療班の運営に必

	4,001,000円	要な次に掲げる経費 報 酬 給 料 職員手当等 共 済 費 賃 金 旅 費 諸 謝 金 報 償 費 需 用 費 (消耗品費、燃料 費、食糧費、印刷製本費)
医 療 費	年 額 1,603,000円	医療に必要な次に掲げる経費 備品購入費 (医療用機器購 入費) 需 用 費 (消耗品費 [歯科 治療用及び歯科技工用消 耗機器購入費]、修繕料)

⑧ 離島歯科診療班派遣事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 777,000円 (2) 近接型離島 140,000円 ただし、派遣日数は次のとおりとする。 (1) 遠隔型 8日間以上 (2) 近接型 2日間以上	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費 報 酬 給 料 職員手当等 賃 金 旅 費 報 償 費 需 用 費 (消耗品費、医薬材 料費、燃料費、印刷製本費、 修繕料)

⑨ へき地保健指導所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費				
給与費	<p>次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 職員基本給等 1か所当たり 4,779,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼動月数/12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10,340</td> </tr> </tbody> </table>	級地区分	単価(円)	1級地	10,340	<p>へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費</p> <p>給料 職員手当等 特別手当（期末勤勉手当） 特地勤務手当（へき地手当） 寒冷地手当 共済費 賃金（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。）</p>
級地区分	単価(円)					
1級地	10,340					

	<table border="1"> <tr> <td>2級地</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>7,360</td> </tr> </table>	2級地	8,800	3級地	8,600	4級地	7,360	
2級地	8,800							
3級地	8,600							
4級地	7,360							
保健指導 事業費	1か所当たり 336,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼動月数/12を乗じて得た額とする。	保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費 旅 費 需用費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 役 務 費（伝送装置経費に計上したものを除く。）						
伝送装置 経 費	1か所当たり次により算出された額 8,400円+2,390円×稼動月数 ただし、導入初年度にあつては、40,000円を加算する。	伝送装置の維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費（消耗品費、修繕料等） 役 務 費（通信運搬費） 備品購入費（単価50万円未満の伝送装置用の庁用器具に限る。）						

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
108,595千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報 酬 2. 給 料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃 金

	6. 報償費 7. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 8. 役務費 9. 備品購入費（サーバー） 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費（上記1から10に該当するもの。）
--	--

② 救急医療トレーニングセンター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 77,800千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 2. 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 3. 役務費（損害保険料） 4. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費 5. 海外留学費 6. 外国人講師招へい費

③ ドクターヘリ夜間搬送モデル事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額を比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。	
(1) ドクターヘリ夜間搬送経費 1か所当たり 12,582千円×運営月数/12	ドクターヘリの夜間搬送に必要な次に掲げる委託費 1. ヘリコプター賃借料 2. 操縦士等拘束料 3. 燃料費 4. 保守料 5. 災害補償費(航空保険料)
(2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円×運営月数/12	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な次の経費 1. 常勤職員給与費 2. 非常勤職員給与費 3. 法定福利費
(3) 照明器具設置経費 1か所当たり 21,000千円	夜間搬送のための照明器具設置に必要な次に掲げる経費 1. 需用費 2. 役務費 3. 備品購入費

④ 中毒情報センター情報基盤整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,770千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確

	保するために必要な次に掲げる経費
	1. 賃 金
	2. 報償費
	3. 旅 費
	4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等）
	5. 役務費（通信運搬費）
	6. 委託費（集計及び入力のための委託費）
	7. 使用料及び賃借料
	8. 備品購入費

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療施設耐震化促進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

② 災害医療調査ヘリコプター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
----------	------------

厚生労働大臣が必要と認めた額	災害医療調査ヘリコプターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）
----------------	---

③ 防災訓練等参加支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 需用費（自動車借料、燃料費）

④ DMAT活動支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出

額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMATの活動に必要な次に掲げる経費 1. 旅費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）

⑤ DMAT事務局事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,150千円	DMAT事務局の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費（謝金） 7. 旅費 8. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 9. 使用料及び賃借料（会場借料等） 10. 役務費（通信運搬費等） 11. 備品購入費

⑥ DMAT訓練事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
666千円	DMAT訓練事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費（謝金） 2. 旅費 3. 需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費） 4. 役務費（通信運搬費） 5. 使用料及び賃借料（会場借料等）

(4) 治験拠点病院活性化事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	治験拠点病院として治験環境の充実に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。ただし、治験業務のIT化に係るものに限る。）

(5) 産科医療機関確保事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり	産科医療機関確保事業に必要な次に掲げる経費
(1) 分娩取扱期間 年間9月以上 22,810千円	1. 報酬
(2) 分娩取扱期間 年間6月以上 9月未満 15,207千円	2. 給料
(3) 分娩取扱期間 年間6月未満 7,603千円	3. 職員手当等
	4. 法定福利費
	5. 報償費(謝金)
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	

(6) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 特定感染症指定医療機関運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の

収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>1床当たり年額7,500千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。</p>	<p>特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）

② 第一種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県の行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>1床当たりの年額4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p>	<p>第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料